

別紙様式1

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長 様

運営委員会名 広島県立 学校
体育施設開放運営委員会
委員長名
所在地

令和 年度広島県立学校体育施設開放事業計画書

令和 年 月 日付け委託契約によるこの事業の計画書並びに必要な書類を次のとおり提出します。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書 ※
- (3) 運営委員会規約
- (4) 運営委員会委員名簿
- (5) 管理指導員名簿

※ 利用者から施設管理料を徴収し管理指導員に謝金を支払う場合は記入し、その他の場合は記入しない。

(1) 事業計画書

広島県立

学校体育施設開放事業計画書

| 月 | 開放施設名 | 活 動 内 容 | 開放回数 | 夜間照明 利用回数 | 利 用 団体数 |
|-----|-------|---------|------|--------------|------------|
| 4月 | | | | | |
| 5月 | | | | | |
| 6月 | | | | | |
| 7月 | | | | | |
| 8月 | | | | | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | | | | | |
| 1月 | | | | | |
| 2月 | | | | | |
| 3月 | | | | | |

(2) 収支予算書

広島県立

学校体育施設開放事業収支予算書

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|-----------|-----|-----|
| 施 設 管 理 料 | | |
| 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|-------|-----|-----|
| 諸 謝 金 | | |
| 計 | | |

(2) 収支決算書

広島県立

学校体育施設開放事業収支決算書

収入の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|-----------|-----|-----|
| 施 設 管 理 料 | | |
| 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 金 額 | 内 訳 |
|-------|-----|-----|
| 諸 謝 金 | | |
| 計 | | |

(3) 運営委員会規約

広島県立〇〇学校体育施設開放運営委員会規約（参考例）

(名称)

第1条 本会は、広島県立〇〇学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、「広島県立学校体育施設開放事業実施要綱」に基づき、広島県立〇〇学校体育施設開放事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 利用団体等の受付、審査、登録に関する事項
- (2) 利用申込の受付、調整、許可等に関する事項
- (3) 利用計画書、実績報告書等の提出に関する事項
- (4) 開放施設の保全、管理に関する事項
- (5) 管理指導員の嘱託、及び謝金の支払い事務に関する事項
- (6) 施設管理料に関する事項
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本会は、関係市町教育委員会の代表者、当該県立学校の代表者及び利用登録団体の代表者からなる委員で構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監査委員及び会計委員 若干名

(会議)

第7条 本会に運営委員会議を置く。

- 2 委員会議は委員長がこれを招集する。
- 3 運営委員会議は構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 運営委員会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 運営委員会議は第4条に掲げる事項、委員長の選出、各役員承認、及び予算決算の

承認等を審議する。

(役員を選出)

第8条 委員長は、運営委員会において選出する。

2 副委員長、監査委員、会計委員は、運営委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。

2 欠員によって補充せられた役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第10条 本会の役員任務は次のとおりとする。

(1) 委員長は本会を代表し会務を統轄する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 監査委員は本会の会務を監査し、会計委員は本会の会計事務を執行する。

(規約改廃)

第11条 本会の規約改廃は、委員会において出席者の3分の2以上の合意によって行う。

(雑則)

第12条 この規約の定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(附則)

この規約は令和 年 月 日から施行する。

